

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日が休日に当たる時)

建築基準法による道路の位置の指定

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号の一部改正

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

△正誤 昭和四十八年九月二十五日付鳥取県公報第四千四百八十
号中訂正

告示

目次

◇告示

昭和四十八年度第三次自衛官募集要綱

生活保護法による医療機関の指定

争議行為を行なう旨の通知の受理

臨時種畜検査の実施

解除予定の保安林(三件)

土地改良事業の認可(十三件)

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良事業計画の決定

土地改良区の設立認可の適否の決定(二件)

国有財産の用途廃止

都市計画の決定に係る案の縦覧

都市計画事業の認可

都市計画法第六十六條による告示

開発行為に関する工事の完了(二件)

鳥取県告示第七百一号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条规定並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十八年度第三次自衛官(一等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石破二朗

募集期間

昭和四十八年十月一日から昭和四十八年十二月三十日まで

試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に關する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日前現在で十八歳以上、二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

ア 筆記試験(国語(作文を含む。)、社会及び数学)

イ 身体検査

ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第七百二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日

名 称

所 在 地

昭和四十八年九月十一日

庄 司 医 院 分 院

鳥取市湖山町下外浜
一三〇七の四

井 田 内 科 医 院

境 港 市 小 横 津 町 八 九 八

鳥取県告示第七百三号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、森脇病院労働組合執行委員長平木節子から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

(一) 事務員配置転換反対の要求に関する件

(二) 看護婦増員の要求に関する件

(三) その他病院諸施設の整備等の要求に関する件

二 日 時

昭和四十八年十月六日から事件が解決する日まで

三 場 所

森脇病院に勤務する組合員の所属する全職場(米子市)

四 概 要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第七百四号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

る。

昭和四十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

水源のかん養
三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

検査期日	検査場所	家畜の種類
第一次	第二次	
十一月五日	十一月八日	米子市吉岡
午前十時から	午前十時から	西部家畜市場
"	"	肉用牛
午後一時から	午後一時から	日野郡日野町根雨
十一月六日	十一月九日	根雨家畜市場
午前十時から	午前十時から	倉吉市大塚
十一月七日	十一月十日	中部家畜市場
午前十時から	午前十時から	鳥取市国安
	"	東部家畜市場

鳥取県告示第七百六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

十一月七日	十一月十日	一 解除予定に係る保安林の所在場所
午前十時から	午前十時から	東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一二四〇の二(次の図に示す部分に限る。)

鳥取県告示第七百五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町神福字大熊山一五七二の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

鳥取県告示第七百七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律

第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
昭和四十八年十月二日

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字妻波字大西濱一三八〇の一・一三八〇の二・一三八〇の六、大字由良宿字西濱一九五四の三・二三一一(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

農道敷地とするため

二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字道江二〇八四

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

農道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百八号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良(長山地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百九号
溝口町長から申請のあつた町営土地改良(谷川地区農業用用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
昭和四十八年十月二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百十号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良(一部地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第七百十二号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良（中祖地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第七百十五号

日野町長から申請のあつた町営土地改良（横ノ田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第七百十六号

日野町長から申請のあつた町営土地改良（黒坂地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第七百十七号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良（鴨部地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月二十八

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百十八号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良（溝口地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百二十一号

昭和四十八年七月十二日付で名和町長から申請のあつた土地改良（小竹地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百十九号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良（赤谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百二十号

日野町長から申請のあつた町営土地改良（宮ノ前地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月二十八日認可する。

- 一 縦覽に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覽に供する期間
昭和四十八年十月三日から二十日間
- 三 縦覽に供する場所
名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十二号

昭和四十八年七月二十五日付で淀江町長から申請のあつた土地改良（西

尾原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適當と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 昭和四十八年十月三日から二十日間

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十三号

昭和四十八年八月十七日付けで米子市夜見町二七六八番地足立秋彦ほか

百六十七人の者から申請のあつた共同で行なおとする土地改良事業計画及

び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五

条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、

これを適當と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第

八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良(大山開拓二号線地区道路等補修)事業計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 昭和四十八年十月三日から二十日間とする

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十五号

昭和四十八年七月九日付で西伯郡岸本町小林五九八番地加川孝彦ほか十五人の者から申請のあつた岸本町畠地土地改良区の設立認可について、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二

朗

二

縦覧に供する期間

昭和四十八年十月三日から二十日間とする。

三

縦覧に供する場所

大山町役場
岸本町役場

四 異議の申し出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年九月二十七日から用途

廃止した。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百二十六号

昭和四十八年七月九日付で西伯郡大山町長田三三〇番地入江正雄ほか十五人の者から申請のあつた大山畠地土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二

朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月三日から二十日間とする。

三

縦覧に供する場所

大山町役場
岸本町役場

四 異議の申し出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年九月二十七日から用途

廃止した。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場所	(面積) 平方メートル	用途
鳥取市湖山町字三島田九二〇番三地先から同町字三島田九一七番三地先まで	一七〇・七三	水路敷

鳥取県告示第七百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画緑地を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を決定する土地の区域**第一号千代川緑地**

鳥取市安長字前内の二、字河原口、字桶屋田ノ一及び字雁津柳原、古海字鷺津土手外、字上鷺津及び字村土居、西品治字土手外ノ一、字土手外ノ二、字土手外ノ三及び字土手外ノ四並びに古市字御柵ノ内、字御柵ノ内一、字御柵ノ内二、字御柵ノ三、字木戸の外、字下新田及び字徳廻り土手外

一 都市計画を変更する土地の区域**変更する部分**

境港市蓮池町、馬場崎町、元町並びに上道町字中頭無、字中鴻河、字川底、字大蛇郷、字勝負仕山、字一本松及び字湯郷居

二 都市計画の案の縦覧場所

境港市上道町一、六〇〇番地

三 縦覧期間

昭和四十八年十月三日から昭和四十八年十月十六日まで

三 縦覧期間

鳥取市役所

二 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六

昭和四十八年十月三日から昭和四十八年十月十六日まで

鳥取県告示第七百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月一日

鳥取県知事 石破二朗

第三号 皆生温泉中央駐車場
二 施行者の名称

一 施行者の名称

郡家町

二 都市計画事業の種類及び名称

郡家町大字郡家字上土居上分及び字上土居下分地内

三 事業施行期間

昭和四十八年十月一日から昭和四十九年三月三十一日まで

四 事業地

八頭郡郡家町大字郡家字上土居上分及び字上土居下分地内

鳥取県告示第七百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十月一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取市東町一丁目一二〇番地
二 施行者の名称
鳥取県
三 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目一二〇番地
四 事業地の所在
米子市皆生字温泉

鳥取県告示第七百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月一日

鳥取県知事 石破二朗

有限会社海南開発
代表取締役 森岡祐太良

昭和四十八年五月二十二日 鳥取県指令受都計第五百号

一 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市商栄町

二 開發許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七

一 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画駐車場事業

鳥取県告示第七百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年六月六日 鳥取県指令受米土総第五百五十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢拾壹

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原四九一

株式会社米子オートセンター
代表取締役 泉小次郎

鳥取県告示第七百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十八年九月二十八日次のとおり指定したので、

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号（鳥取県指定金融機関の名称、位置、出納区域及び取扱事務について）の一部を次のように改正する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社山陰合同銀行米子支店溝口出張所」を「株式会社山陰合同銀行溝口支店」に改める。

鳥取県告示第七百三十六号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十八年十月六日から施行する。

昭和四十八年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市角盤町二丁目 三〇	米子市上福原字孫兵衛池一二 九五ノ一の一部、字東孫兵衛	幅員 四・八〇メートル 六・三〇メートル
名神観光開発株式会社 代表取締役 西田三郎	池一三四三・一三四四ノ一・一 三四四ノ八・一三五二ノ一・一 三五二ノ三の一部、字西孫 兵衛池二三三〇ノ一・一三五 一ノ一の一部	延長 三一〇・一〇 メートル

「株式会社鳥取銀行鳥取東出張所 鳥取市卯垣 株式会社鳥取銀行本店」
「株式会社鳥取銀行鳥取東出張所 鳥取市卯垣 株式会社鳥取銀行本店」
株式会社鳥取銀行市場支店 鳥取市安長 株式会社鳥取銀行本店」
に改める。

正 誤

昭和四十八年九月二十五日付鳥取県公報第四千四百八十号中次の箇所に
誤りがあつたので、訂正する。

六頁 下段 行終りから五
昭和四十年 昭和四十八年
誤 正